令和6年8月26日交通局水道局下水道局

# 工事等における前払金制度の改正について

前払金とは、資材購入や労働者の確保等、工事等の着手資金の確保のため、契約金額の一定割合を前払いするものです。

この度、工事等における前払金制度を下記のとおり改正します。

#### 1 契約事務規則の主な改正内容

#### <改正前>

- ー 契約金額が<u>三十六億円</u>未満の場合 契約金額の三割(土木工事、建築工事及び 設備工事については、四割)を超えない額(三億六千万円を限度とする。)
- 二 契約金額が三十六億円以上の場合 契約金額の一割を超えない額

## <改正後>

- 契約金額が<u>七十二億円</u>未満の場合 契約金額の三割(土木工事、建築工事及び 設備工事については、四割)を超えない額(七億二千万円を限度とする。)
- 二 契約金額が七十二億円以上の場合 契約金額の一割を超えない額

### 2 適用日

令和6年10月1日以降に公告等を行う案件から適用されます。

## 【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当03-5320-6062(直通)水道局経理部契約課契約調整担当03-5320-6402(直通)下水道局経理部契約課調整担当03-5320-6561(直通)